

令和7年4月8日

保護者 様

安城市立桜町小学校長

杉浦 実憲

暴風警報および特別警報が発表された場合の児童の登下校について

児童の登下校中の安全確保に万全を期するために、下記のようにさせていただきますのでご承知おきください。

記

暴風警報発表時における対応

1 児童の登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表されている場合

- (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。

※道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、この限りではありません。

2 児童の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表された場合
通学路の状態が危険であったり、荒れた天候により帰宅が困難であったりするため、その場合には、t e t o r u (テトル) による配信 (未登録の方へは電話連絡) でお知らせしますので、学校まで迎えに来ていただくようお願いいたします。その後、「引き渡しカード」により確認の上、児童の引き渡しを行います。

特別警報発表時における対応

1 児童の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とします。
- (2) 特別警報解除後も学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とします。なお、登校の判断についての情報は学校ホームページおよびt e t o r u (テトル) による配信、電話連絡等によりお知らせします。

2 児童の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、校内にて児童の安全を確保します。
- (2) 保護者への引き渡しを安全に行えると判断するまでは学校で保護・待機させます。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は学校ホームページおよび t e t o r u (テトル)、電話連絡などによりお知らせします。

強風注意報・大雨警報等発表時における対応

1 安城市に暴風警報・特別警報が発表されていないが、強風・大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象情報、災害や気象、通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合があります。また、地区の地理的状況等により、一部地域の児童に対して、休業や授業の中止等を決定することもあります。
- (2) 学校からの指示がない場合においても、児童の安全を第一に考え、登校は保護者で判断してください。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ず連絡してください。この場合は、遅刻・欠席扱いとはいたしません。

その他

- 1 警報が発令される可能性がある場合、児童が途中で帰宅してもよいように、事前にご家庭で打ち合わせをしておいてください。
- 2 暴風警報の発令状況につきましては、ご家庭でご確認ください。暴風警報が解除されてからの登校につきましては、確認のため t e t o r u (テトル) 配信（未登録の方へは電話連絡）にてお知らせします。学校への問い合わせの電話はご遠慮ください。

以下のことについて、ご家庭でもご指導をお願いします。

台風が来ているときに登下校する場合は、次のことに注意しましょう

- 1 電線がたれていても、絶対に手をふれない。
- 2 河川・池・道路わきの溝に近づいたり、水たまりに足を入れたりしない。
- 3 飛び散ったトタン・木切れ・かわら・ガラスなどに手をふれない。
- 4 帽子を忘れずにかぶるなど、落下物から身を守る。
- 5 必ず班でまとまって登下校する。一人だけ先に行ったり、遅れたりしないようにする。

※暴風警報が発令されていなくても、道路に障害物があったり、道路が水没していたり、河川が増水していたりして、登校が危険なときには、無理に登校してはいけません。

保護者 様

安城市立桜町小学校長
杉浦 実憲

大規模地震が発生した場合の児童の登下校について

大規模地震が発生した場合の児童の登下校について、下記のようにいたしますのでご承知おきください。

記

震度5弱以上の大規模地震が発生した場合、児童引き渡しによる下校を原則とします。

1 大規模地震が発生した場合の対応について

(1) 児童が在校中の場合

- ・授業・学校行事等を直ちに打ち切り、児童を安全な場所（原則としては運動場）に避難誘導し、人員確認をします。
- ・t e t o r u（テトル）での配信や電話等の回線は使用できなくなることが想定されますので、連絡がなくても、保護者または委託された人は、すみやかに学校に来てください。
- ・「引き渡しカード」により確認の上、児童の引き渡しを行います。

(2) 児童が登校中の場合

- ・児童には、塀や電柱等の倒壊のおそれがなくできるだけ安全な場所を見つけ、地震がおさまるまで、その場を動かないように指導しています。
- ・地震がおさまったら、児童は通学路の安全を確認して、登校します。通学路の安全が確認できないときは、近くのできるだけ安全な場所に避難し、待機します。
- ・本校の職員が通学路を巡回し、待機している児童を学校に避難誘導します。（状況によっては、最寄りの公民館や公園など指定された避難場所に誘導します。）
- ・t e t o r u（テトル）での配信や電話等の回線は使用できなくなることが想定されますので、連絡がなくても、保護者または委託された人は、すみやかに学校に来てください。「引き渡しカード」により確認の上、児童の引き渡しを行います。

(3) 児童が下校中の場合

- ・児童には、塀や電柱等の倒壊のおそれがなくできるだけ安全な場所を見つけ、地震がおさまるまで、その場を動かないように指導しています。
- ・地震がおさまったら、児童は通学路の安全を確認して、学校に戻ります。通学路の安全が確認できないときは、近くのできるだけ安全な場所に避難し、待機します。
- ・本校の職員が通学路を巡回し、待機している児童を学校に避難誘導します。（状況によっては最寄りの公民館や公園など指定された避難場所に誘導します。）
- ・保護者は、すみやかに帰宅し、児童が帰宅済みであれば、安全確保に万全を尽くしてください。もし、児童が帰宅していない場合、保護者または委託された人は、すみやかに学校に来てください。「引き渡しカード」により確認の上、児童の引き渡しを行います。

(4) 児童が在宅中の場合

- ・学校から再開の連絡が入るまで休校となります。

2 その他

- (1) 「大規模地震に係る児童の下校等について」のプリントは、大切に家で保管し、今後必要な場合に活用してください。
- (2) 家族で防災に関する話し合いをし、避難の方法や自宅近くの避難場所などについてよく確かめておいてください。
- (3) 災害用伝言ダイヤル「171」が注意情報発令後の段階から利用できるのもので、本校でも活用する予定です。

※災害用伝言ダイヤル「171」は、大規模な災害発生時に、被災地域内やその他の地域の方々との間で「声の伝言板」の役割を果たすシステムです。

- ◆利用可能な端末……NTTの一般電話、公衆電話、携帯電話など
- ◆累積伝言数………1電話番号あたり1～20伝言（1伝言 30秒以内の録音時間）
- ※「171」をダイヤルし音声ガイダンスにしたがって音声の録音・再生を行います。

※詳しくは、NTTのホームページ「災害の備え・対策サイト」をご覧ください。

- (4) 大規模地震以外の緊急事態（不審者による学校侵入など）が発生した時も同様に、児童を安全な場所に避難した後、保護者の引き取りをお願いすることがあります。
- (5) 学校ホームページおよびtetoru（テトル）でも、可能な限り、地震情報とその対策について、お知らせします。